

事 務 連 絡
令和2年4月1日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{指 定 都 市} \\ \text{中 核 市} \end{array} \right)$ 保育主管部（局）
地域子ども・子育て支援事業主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等
の対応について（第二報）

子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の、当面の間の登園回避及び保育所等の臨時休園の措置に関する方針等については、これまで「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日付け事務連絡）などでお示ししてきたところですが、このたび、文部科学省が「Ⅱ．新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」を改訂し、地域によっては学校を臨時休業することが考えられます。保育所等の対応について別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら、以下の連絡先まで御相談ください。

（保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業について）

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（内線4854，4853）

FAX：03-3595-2674

E-mail：hoikuka@mhlw.go.jp

（子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブについて）

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL：03-5253-1111（内線4966）

FAX：03-3595-2749

E-mail：clubsenmon@mhlw.go.jp

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連して の保育所等の対応について（第二報）（令和２年４月１日時点）

（保育所について）

- １．新型コロナウイルス感染症に係る保育所の対応については、これまで、
 - （１）保育所については、保護者が働いており、家に１人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所いただくようお願いしている。
 - （２）一方、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和２年２月２５日付け事務連絡）に基づき、保育所の園児や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、市区町村等において臨時休園を検討することとしている。その場合にも、子どもの保育が必要な場合の対応として、訪問型一時預かりや保育士による訪問保育、ベビーシッターの活用等の代替措置を講じていただくようお願いしている。
 - （３）さらに、「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるＱ＆Ａについて」（令和２年３月５日付け事務連絡）において、保育士等が不足しやむを得ない場合に、仕事を休んで家にいる保護者に、市区町村の要請に基づき、園児の登園を控えるようお願いすることが考えられることとしている。
- ２．今般、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において「感染拡大警戒地域」とされる感染状況が拡大傾向にある地域においては、その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきとされているところであるが、そうした地域の市区町村においては、地域の感染状況を踏まえつつ、保育の提供を縮小して実施すること、あるいは、臨時休園することを検討すること。
その際、
 - （１）保育の提供を縮小して実施する場合については、感染の防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、市区町村の要請に基づき、園児の登園を控えるようお願いすることなどが考えられること。この場合においても、必要な者に保育が提供されないということがないよう、市区町村において十分に検討いただきたい。

- (2) 園児や職員が罹患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合で保育の提供を縮小して実施することも困難なときは、1. のとおり、臨時休園を検討すること。この場合においても、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育が必要な場合の対応について検討いただきたい。
- (3) 代替措置を含む保育の提供に当たっては、「保育所における感染症対策ガイドライン」等に基づく対策を行う等、感染の予防に留意すること。

(放課後児童クラブについて)

1. 新型コロナウイルス感染症に係る放課後児童クラブの対応については、これまで、

- (1) 放課後児童クラブについては、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している子どもを対象としており、特に小学校低学年の子どもは留守番をすることが困難な場合があると考えられ、感染の予防に留意した上で、原則として開所いただくようお願いしている。
- (2) 一方、「小学校等の教育活動の再開に伴う放課後児童クラブの対応について（依頼）」（令和2年3月24日付け子発0324第2号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「3月24日付け局長通知」という。）等に基づき、放課後児童クラブの子どもや職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、市区町村等において臨時休業を検討することとしている。その場合にも、子どもの預かりが必要な場合の対応として、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）やベビーシッターの活用等の代替措置を講じていただくようお願いしている。

2. 今般、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において「感染拡大警戒地域」とされる感染状況が拡大傾向にある地域の市区町村においては、地域の感染状況を踏まえつつ、上記の保育所についてと同様、規模を縮小して開所すること、あるいは、放課後児童クラブを臨時休業することを検討すること。

その際、

- (1) 規模を縮小して開所する場合については、感染の防止のため、仕事を休ん

で家にいることが可能な保護者に対して、市区町村の要請に基づき、利用を控えるようお願いすることなどが考えられること。この場合においても、必要な者に預かりが提供されないということがないよう、市区町村において十分に検討いただきたい。

(2) 規模を縮小して開所する場合には、3月24日付け局長通知の「2 感染防止について」等でお示ししたとおり、感染の予防に注意するとともに、3月24日付け局長通知の「4 学校の臨時休業中に放課後児童クラブが開所する場合について」でお示ししたとおり、教育委員会等との連携を積極的に図り、学校施設の活用や人的体制の確保等に努めること。

(3) 子どもや職員が罹患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合で預かりの提供を縮小して実施することも困難なときは、1. のとおり、臨時休業を検討すること。その場合においても、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の預かりが必要な場合の対応について検討いただきたい。